海面漁業生産統計調査規則の一部を改正する省令

海面漁業生産統計調査規則（昭和二十七年農林省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令で「海面漁業」とは、海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。以下同じ。）における水産動植物の採捕又は養殖の事業（くじら、いるか及びあざらし以外の海獣を猟獲する事業を除く。）をいう。 2・3　（略） 4　この省令で「水揚機関」とは、生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。 （調査の種類） **第三条の二**　調査は、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査とする。 （調査事項） **第四条**　（削る。） 海面漁業漁獲統計調査は、海面における水産動植物の採捕の事業に係る次に掲げる事項について行う。 一　漁業種類別及び生産物種類別の生産量 二　その他前号に関連する事項 2　（略） 3　前二項に規定する調査事項の細目は、農林水産大臣が定める調査票に記載するところによる。 （調査方法） **第五条**　調査は、海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を送付（電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ。）して行う自計報告調査、次条第一項に規定する統計調査員が水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を閲覧し、当該資料の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して行う調査又は統計調査員による海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法によつて行う。	（定義） **第二条**　この省令で「海面漁業」とは、海面（浜名湖、中海、加茂湖、サロマ湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。以下同じ。）における水産動植物の採捕又は養殖の事業（くじら、いるか及びあざらし以外の海獣を猟獲する事業を除く。）をいう。 2・3　（略） 4　この省令で「水揚機関」とは、生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。 （調査の種類） **第三条の二**　調査は、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査とする。 （調査事項） **第四条**　稼働量調査は、海面漁業経営体に係る次に掲げる事項について行う。 一　海面漁業経営体の氏名又は名称、住所並びに使用した漁船名及びトン数 二　漁業種類別の出漁日数 三　その他前二号に関連する事項 2　海面漁業漁獲統計調査は、海面における水産動植物の採捕の事業に係る次に掲げる事項について行う。 一　漁業種類別及び生産物種類別の生産量 二　その他前号に関連する事項 3　（略） 4　前三項に規定する調査事項の細目は、農林水産大臣が定める調査票に記載するところによる。 （調査方法） **第五条**　稼働量調査は、次条第一項に規定する統計調査員による海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法によつて行う。 2　海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査は、海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を送付（電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ。）して行う自計報告調査、統計調査員が水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を閲覧し、当該資料の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して行う調査又は統計調査員による海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法によつて行う。